人々が助け合う、安全・安心なまち(安全・安心)

1.消防・防災体制の強化

現状と課題

近年の地球温暖化に伴う異常気象により、集中豪雨や高潮災害が増加しています。また、今世紀前半にも発生すると予測されている東南海・南海トラフを震源とする大規模震災の脅威が迫っています。

過去の大震災等の教訓などから、山間地域、半島部、島しょ部を有する地形的 条件を持ち、高齢化や過疎化が進む本市において、避難や救助が困難になること が想定されます。したがって、災害発生時には迅速な救助救出活動を行うととも に、要援護者に対する支援のあり方を関係機関との連携を図りながら検討する必 要があります。

現在、災害時の非常用備蓄物資は目標量を確保しており、自主防災組織も548 組織結成され、自助・共助の精神に基づき、自治会単位で活動し、情報班・避難 誘導班・救出救護班等の役割分担を決め、防災訓練等を実施しています。

今後、地域防災力の向上を図るためには、自主防災組織の協力が不可欠である ため、さらなる自主防災の活動を促進することが求められています。

また、災害時の市民への迅速な情報伝達手段である危機管理情報伝達システムを整備する必要があります。

さらに、災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、消防団の育成強化や広域 的な常備消防・救急体制の充実など、消防力の一層の強化も求められています。

■消防団員の状況

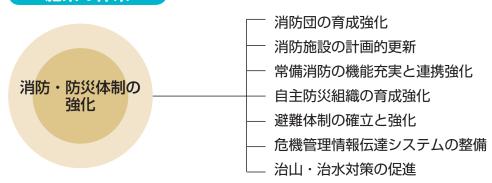
(単位:人)

区分		合計	団長	副団長	方面隊長	副 方 面 隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
Ξ	豊市消防団	1,074	1	2	7	7	44	43	69	170	731
	幹部会	17	1	2	7	7	_	_			_
	高瀬方面隊	177	_	_	_	_	6	6	16	17	132
	山本方面隊	153	_	_	_	_	5	5	18	18	107
	三野方面隊	100	_	_	_	_	3	3	3	15	76
	豊中方面隊	160	_	_	_	_	5	5	15	16	119
	詫間方面隊	196	_	_	_	_	9	13	_	48	126
	仁尾方面隊	103	_	_	_	_	7	7	7	21	61
	財田方面隊	168		_	_	_	9	4	10	35	110

資料:市総務課(平成20年4月1日現在)

第3章

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1)消防団の育成強化

非常備の消防機関である消防団の運営や消防団員の活動を支えるための支援や、消防団員の確保に努めるととともに、訓練等の実施による消防団員の資質向上を図り、消防団の育成強化に努めます。

●消防団運営事業

(2)消防施設の計画的更新

災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、老朽化や能力不足等の状況に応じて消防施設や車両・移動通信設備・資機材の効率的・計画的な整備・更新を進め、 非常備消防・常備消防の強化、消防水利の充実に努めます。

- ●消防施設等整備事業
- ●消防通信体制整備事業

(3) 常備消防の機能充実と連携強化

市民の安全・安心の確保のために必要不可欠な常備消防について、広域的連携のもと、消防力の強化及び救急業務の充実を進めるとともに、消防団と常備消防との連携強化に努めます。

●三観広域常備消防負担金

(4) 自主防災組織の育成強化

隣近所で助け合う「共助」を基本とした自主防災組織の自治会単位でのさらなる組織化を促すとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成強化を図ります。

■防災資機材整備費用補助事業

(5)避難体制の確立と強化

防災マップや洪水ハザードマップ**21を作成・配布するとともに、出前講座や 広報活動を推進し、自分の身は自分で守る防災意識の高揚に努めます。

また、関係機関との連携のもと、災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めます。

- ●洪水ハザードマップ作成事業
- ●災害時要援護者登録事業

(6) 危機管理情報伝達システムの整備

災害・危機事象の発生に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう防災情報ネットワークの充実・一元化を図るとともに、的確な避難情報等を提供できる情報伝達システムである防災行政無線放送システムの市内全域での整備を図ります。

●防災行政無線放送システム整備事業

(7)治山・治水対策の促進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、海岸保全施設の整備、 河川の改修、がけ崩れの防止など、治山・治水対策を促進します。

●急傾斜地崩壊対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
消防団員数	人	1,074	1,091
自主防災組織率	%	84	90

※21 洪水ハザードマップ…洪水による被害を予測し、その被害範囲や避難所の位置等を地図上に示したもの

2. 防犯対策の推進

現状と課題

近年、犯罪の低年齢化、広域化が進むとともに、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が増加しており、本市においても防犯体制の一層の充実が望まれています。

このため、コミュニティ意識の醸成により地域の連帯感を強化するとともに、 自治会、学校、企業などによる自主的な防犯活動の促進、防犯灯など防犯設備の 充実等を図り、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。

■犯罪発生件数の推移

(単位:件)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
発生件数	1,137	815	819	696	588

資料:市総務課

施策の体系

防犯対策の推進

防犯体制の強化 防犯設備の充実

104

施策の内容と主要事業

(1) 防犯体制の強化

安全安心パトロール隊などの自主防犯組織の育成・強化を図り、地域ぐるみの 防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関との連携を強化して犯罪の抑止に 努めます。

●防犯対策事業

(2) 防犯設備の充実

夜間の犯罪を未然に防止するとともに通行の安全確保を図るため、市内危険箇所への防犯灯の設置や既設防犯灯の修繕等環境整備を行い、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進します。

●防犯灯設置事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)	
犯罪発生件数	件	588	486	



3.交通安全対策の推進

現状と課題

車社会の急速な伸展等に伴い、依然として交通事故の発生には歯止めがかかっていません。特に、子どもや高齢者などの事故が増加しています。

このため、本市では、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通マナーの向上に努めることを基本とし、交通安全施設の整備と安全指導などの対策を実施していますが、今後は、交通安全教室や街頭指導など事故抑制に効果的な方法も加えながら、安全・安心、快適なまちづくりをめざす必要があります。

■交通事故の推移

(単位:件)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
発生件数	792	756	799	713	734
死者数	17	6	12	6	11
負傷者数	992	984	1,049	926	945

資料:三豐警察署·観音寺警察署

施策の体系

交通安全対策 の推進 交通安全意識の高揚 交通安全施設の整備

106

施策の内容と主要事業

(1)交通安全意識の高揚

交通安全対策協議会を中心に、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、 交通安全運転管理者協議会などの関係機関と密接に連携しながら、交通安全運動 や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していきます。また、地域の各学 校や高齢者を対象とした安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高 揚に努めます。

●交通安全対策事業

(2)交通安全施設の整備

市内の事故多発箇所や通学路、地域から要望のあった箇所において、公安委員会及び関係機関と連携して交通安全施設の整備を図ります。

●交通安全対策事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)	
交通事故発生件数	件	734	650	

4.消費者対策の推進

現状と課題

近年、規制緩和や高度情報化の進展、社会・経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが出現し、消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪徳商法による被害が急増し、大きな社会問題となっています。

このため、県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙等を通じた 消費者への情報提供や消費生活の相談等により、消費生活の安全・安心の確保に 努める必要があります。

施策の体系

消費者対策の推進

啓発・情報提供の推進 相談体制の充実

施策の内容と主要事業

(1) 啓発・情報提供の推進

県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用を行い、消費者トラブルの防止の啓発と消費生活情報の提供を図るとともに、 各消費者団体の活動を促進し、消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

●消費者行政事業

(2)相談体制の充実

消費に関するトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者センターなど関係機関との連携を十分に行い、相談体制の充実に努めます。

●消費者行政事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)	
消費者相談件数	件	20	50	

